

勝山市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月24日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

記

第1 監査の概要

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査対象 | 第三次分
農林政策課、農業委員会、都市建設課、建築営繕課、会計課、
議会事務局、監査委員事務局、福祉・児童課、健康長寿課 |
| 3 監査期間 | 令和3年1月21日～令和3年2月18日 |
| 4 監査対象年度 | 令和元年度、令和2年度 |
| 5 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 6 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われている
かどうかを主眼とし、関係帳簿・書類の調査、実査及び監査
調書に基づく質問による方法で実施した。 |

第2 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行状況について監査の結果、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

ただし、事務の一部において注意、検討又は改善を要する点が見受けられたので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、軽易な事項については、監査時に指導を行い改善するよう伝えたのでその記述は省略した。

各課等に対する主な個別の指摘事項等については、以下のとおりである。

《農林政策課》

指導事項

1 工事予算の全額流用について

令和2年度の林道災害復旧工事について、地元区からの要望で予算付けをしたが、その後区の負担で復旧工事を行ったため、当該予算を全額流用し、別の林道の舗装延伸工事を行っている。

今後、地元区との連絡を密にするとともに、適正な手続きによる予算執行を求めた。

2 補助金申請のマニュアル化について

補助金のマニュアル化については昨年度の監査でも所見を述べたが、今回作成された補助事業事務手続きフローチャートを肉付けするなど申請者と職員の双方が事務や審査の適正化と効率化につながるよう検討を求めた。

3 市有林貸付地代の債権管理について

事業者の破産により過年度の市有林貸付地代が未納となっている。過年度の債権については、現年度の地代と区分し調定するなど職員が見ても内容がわかるよう管理を求めた。

また、時効の中断等適時適切な債権管理が行えるよう税外債権担当課と定期的に情報共有し対応するよう求めた。

《農業委員会》

指摘事項、指導事項 特になし

《都市建設課》

指導事項

1 公用車オイル漏れのオイル交換について

令和元年度にオイル交換を3回実施した公用車があった。車検時のオーバーホールでは費用がかかるため応急的に修繕されたが、今年度も1度漏れがあった。12万km以上走行しており再々の交換がないよう対応を求めた。

所見

1 工事変更契約の大幅な増工について

大幅な増額の変更契約が一部見受けられた。市では、当初の契約額から一定の割合以内の増工であれば別途発注せずその工事内で設計変更してもよいとされている。しかし、変更理由の中には当初設計の段階でわかっていたのではと思われる増工もあった。

工事金額が大きい場合、一定の割合以内であっても増工の額は大きくなる。ま

た、業者からは一定の割合までなら簡単に変更でき増工ありきの契約と受け止められる可能性もある。今後、基準などについて検討を求めた。

《建築営繕課》

指導事項

1 公営住宅退去負担金の減額事例について

退去時に入居者が個人的に修繕を行ったことから、個人の諸事情を考慮し、別途決裁をとり、退去負担金から個人が修繕した分を減額した事例があった。

個人が市に許可なく修繕し、後に問題が生じた場合には、退去負担金の再算定などの無駄が生じることになるので、退去手続きの説明の際には留意するよう求めた。

《会計課》

所見

1 小切手の交付に係る事務手順について

小切手の交付においては、現在、会計管理者が小切手を作成（押印含む）し、会計課職員と照合を行い複数のチェックにより事務を進めているところである。

今後、リスク管理面から小切手の作成、確認及び押印の事務手順に相互牽制を図るよう求めた。

《議会事務局》

所見

1 政務活動費について

(1) 議員活動報告用の封筒について、単年度に使用する部数としては多いと思われる印刷事例が見受けられたので注意するよう求めた。

(2) 議員活動報告で議員活動以外に係る印刷代については、誌面を按分し費用から差し引いているので封筒及び郵送料についても同様に費用を算出するよう求めた。

なお、特定の方への活動報告の郵送料については政務活動費として認める根拠があいまいだと思われるが、今後研究するよう求めた。

(3) 一部の支払伝票で領収書のみ添付し単価や数量等がわかる納品書等がないものが見受けられた。明細がないと支払内容、金額の妥当性が事後的に検証できないため納品書を添付するよう求めた。また、封筒印刷等については、印刷物を添付するよう求めた。

《監査委員事務局》

指摘事項、指導事項 特になし

《福祉・児童課》

指導事項

1 適正な調定事務について

福祉健康センター使用料について、毎月調定がされていなかった。
昨年度の監査でも別途指導しており注意するよう求めた。

2 委託事業の実績報告書の提出について

手話奉仕員養成研修事業委託について、契約書第3条で契約期間の終期は令和元年10月17日とされているが、令和2年3月31日に完了報告及び検収されている。

昨年度の監査でも指導事項としているが、委託期間終了後4か月も経つての検収は不適切であるので、契約期間の見直しとともに相手方に期限を明示して委託期間終了後速やかな報告書の提出を求めるよう求めた。

3 自立支援教育訓練給付金について

当初の申請は受講料のみで受付し、研修修了後にテキスト代の分を増額して変更交付申請を受けている。事前に補助対象経費を確認し不要な事務が生じないよう注意を求めた。

《健康長寿課》

指導事項

1 訪問介護事業の適正な運営について

訪問介護新規利用低所得者利用者負担金の過年度分減免料3名分が事業者から返還されている。

貴課から事業者に3名が対象外となったことを知らせていたが、事業者は誤ってそのまま対象者とし、担当も報告のチェックが行き届かず引き続き対象者としていたことが原因と思われる。

今後このようなことがないように、お互いがチェックし合い適正な訪問介護事業の運営に務めるよう求めた。